

『団体積立制度』について

拠出型企業年金保険

制度の概要

- 『団体積立制度』は、県庁生協が「日本生命保険相互会社」を引受保険会社として運営する拠出型企業年金保険です。
- 在職中、給与控除で掛金を定年まで積立て、安定した年金または一時金をお受取りになれます。
- 積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。（脱退一時金額は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。）
- A:税制適格コース、B:自由選択コースを活用し、老後生活のための多様な保障を選択できます。

A・税制適格コース

- ① 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上ある茨城県庁生活協同組合の組合員の方がご加入になれます。
- ② ご加入者(被保険者)が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となり、一般生命保険料控除とは別枠での適用となるため、所得税や住民税の負担が軽くなる場合があります。
- ③ 掛金払込期間満了後は、年金(10年・15年・20年・25年確定年金または15年保証期間付終身年金)をお支払いします。年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。

B・自由選択コース

- ① 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が5年以上ある茨城県庁生活協同組合の組合員の方がご加入になれます。
- ② ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
- ③ 掛金払込期間満了後は、年金(10年・15年・20年・25年確定年金または15年保証期間付終身年金)をお支払いします。年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。
- ④ 所定の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。(A:税制適格コースではお取扱いできません。)
所定の事由については、パンフレット11ページの「保険料積立金の一部受取り(減口)」欄の<別表>をご参照ください。

A:税制適格コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。

B:自由選択コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。

※当団体積立制度以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当団体積立制度のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当団体積立制度は旧契約に当たり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

- ① 旧契約のみで控除額を計算
- ② 新契約のみで控除額を計算
- ③ 旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

制度運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。

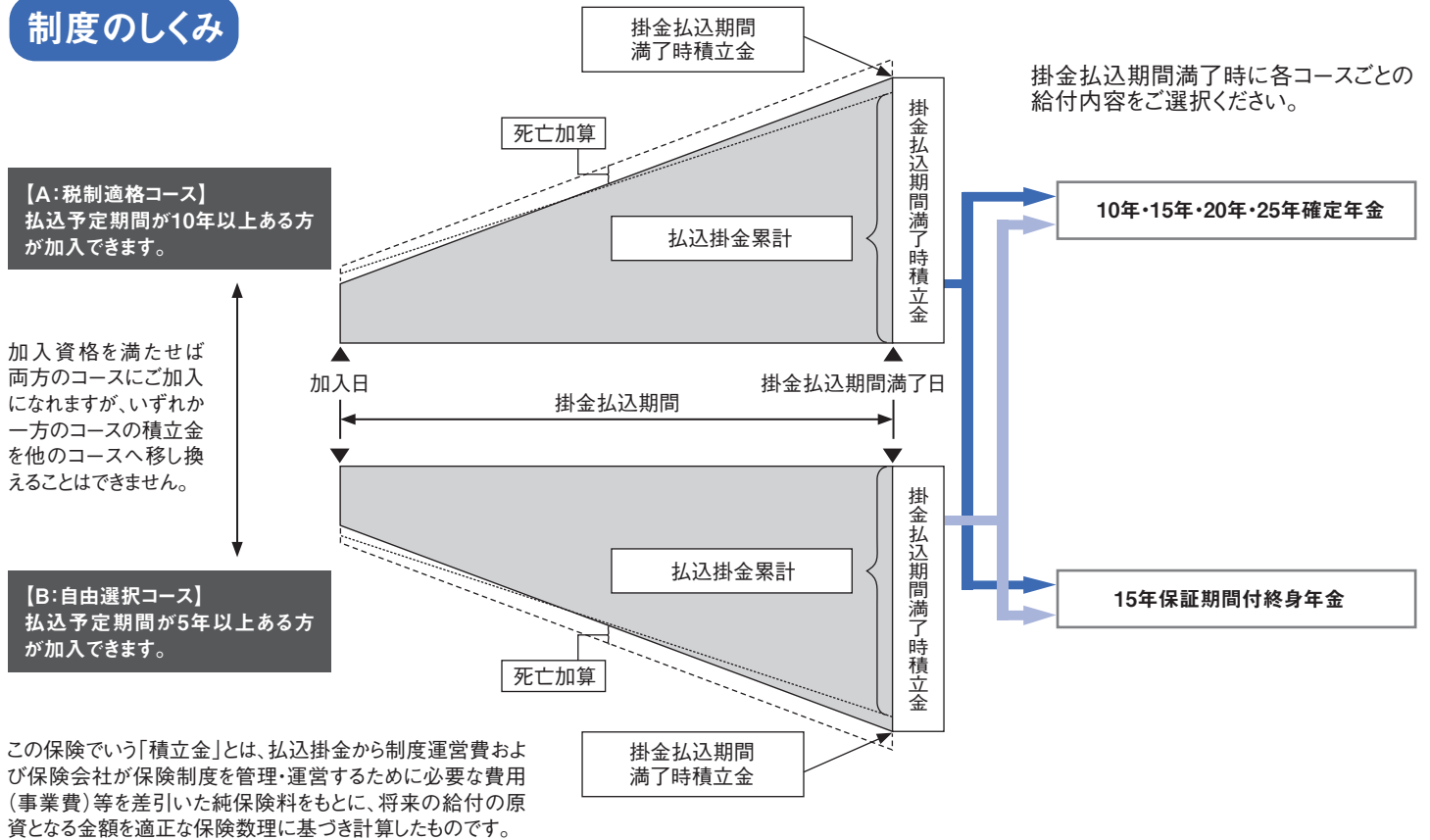
※令和7年12月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

A: 税制適格コース、B: 自由選択コース共通 掛金(制度運営費2%を含みます。)

加入(増額)日: 令和8年10月1日 (ただし、半年払の掛金部分の加入(増額)日は令和8年12月1日です。)

- | | | | | |
|------|-------------|------------------|---|--------------------------|
| ●月払 | 1口: 1,000円 | (最低1口以上最高999口まで) | ⇒ | 毎月の給与から控除 |
| ●半年払 | 1口: 10,000円 | (最低1口以上最高999口まで) | ⇒ | 毎年6月・12月の給与から月払掛金と合わせて控除 |
| ●一時払 | 1口: 10,000円 | (最低10口以上) | ⇒ | 毎年9月末までに生協指定の口座にお振込み |

制度のしくみ



制度内容等の詳細につきましては、「[団体積立制度]のご案内」パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にてご確認ください。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- <団体お問合せ先> 茨城県庁生活協同組合 TEL 029-301-6150・6154
- <日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924 (通話料無料)
 ※お問合せの際には、記号証券番号(970-91888)をお知らせください。
 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く。)]
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参照 ●「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。